

「筑後市プレミアム付商品券」登録店募集

筑後市では、消費税・地方消費税引き上げが低所得者・子育て世帯（0～2歳児）の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費喚起・下支えすることを目的として、「筑後市プレミアム付商品券」を発行いたします。

下記のとおり登録店を募集しますので、ご登録いただきますようお願いいたします。

1. 登録店	筑後市内の商工業者で、商品券取扱登録をした事業所
2. 対象業種	小売業、サービス業、飲食店等。 但し、本事業の目的である消費の促進・喚起に適さない業種は除く。
3. 登録方法	裏面の登録申込書にご記入の上、筑後商工会議所へ提出（FAXも可）WEBサイトからもダウンロードできます。 筑後商工会議所 FAX：53-6508 https://www.chikugo.or.jp/
4. 申込期限	7月31日（水）まで（土・日・祝日は除く）9時～17時 ※申込期限以降の受付は出来ませんが、登録店パンフレットに事業所名は記載されません。
5. その他	登録費用は不要です。取扱方法・換金等の詳細については、登録者へ別途ご連絡いたします。※筑後市発行の「筑後市プレミアム付商品券」の登録負担金、換金手数料はありません。

【お問合せ先】

- 商品券について：筑後市役所プレミアム付商品券事業実施本部事務局
(筑後市山ノ井 898 TEL：0942-65-4103)
- 登録店登録について：筑後商工会議所（筑後市和泉 118-1 TEL：0942-52-3121）

「筑後市プレミアム付商品券」実施概要

販売金額：1冊4,000円（商品券 5,000円）1,000円お得です。

利用範囲：筑後市内の登録店

有効期限：令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）

換金日：令和元年10月1日（火）～令和2年4月15日（水）9:00～17:00（土・日・祝日除く）

対象外と指定する商品等：

たばこ、国や地方公共団体への支払い（税金・水道料金等の公共料金）、換金性の高いもの（有価証券・商品券・ビール券・図書カード・切手・プリペイトカード等）、性風俗関連特殊営業に係るもの、遊技場、業務用仕入等には利用できません。

留意事項：①商品券による購入の場合、つり銭は出ません。

②期間途中で登録店取り消しはできません。

③偽造券の疑いがある場合は、受取を拒否し、ただちに筑後商工会議所へご連絡ください。

④自らが購入した商品券を換金することはできません。

※商品券の内容については、7月1日発行の筑後市の「広報ちくご」でお知らせいたします。

※なお、従来の筑後商工会議所発行の「ちっごプレミアム商品券」につきましては、方針が決まり次第後日お知らせいたします。

「筑後市プレミアム付商品券」登録店登録申込書

令和元年 月 日

筑後商工会議所 御中
(FAX : 0942-53-6508)

事業所名 : _____

代表者名 : _____ (印)

「筑後市プレミアム付商品券」発行事業の趣旨に賛同するとともに、登録店用実施概要並びに商品券取扱事項を遵守し、下記のとおり登録店の申込みをいたします。

記

事業所名 (チラシ掲載用)			
代表者名			
担当者名			
所在地	〒833- 筑後市		
TEL		FAX	
事業内容 (業種)			

【換金振込口座】

銀行口座 (ゆうちょ銀行、 JAバンクは除く)	銀行・信用金庫		支店
	普通預金・当座預金	口座番号	
	フリガナ		
	口座名義		

(実施要領並びに注意事項については、後日、商工会議所のWEBサイトにも掲載いたします。)

※ご記入いただいた情報は商工会議所からの各種連絡のために利用することがあります。

(会議所記入欄)

受付日		事業所番号		登録番号	
-----	--	-------	--	------	--